付則3　サーキット走行に関する規則

1　目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が、ロードレースコース（サーキット）において練習、レースを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法、マナーを示すための規則である。

ただし、競技会において本規則とロードレース規則が相反する場合は、ロードレース規則が優先される。

2　定義

2-1　サーキット走行とは、すべての者が、練習およびレース等においてその持ち得る技量および車両の能力において、でき得る限りより安全に、かつ速く走ることを目的として走行することをいう。

2-2　レコードラインの定義
レコードラインとは、そのサーキットを無理なくでき得る限りより安全に、かつ速く走るための理想的走行ラインをいう。

2-3　ライダーは、常に走路を走行しなければならない。走路とは、走路両端部を定めている白線部分**を含めその白線から白線の間を言う（白線上も含む）。**

2-4　スロー走行とは、ライダー、マシンのトラブル、慣らし走行、コース慣熟走行、下見走行をいい、基本的にはピットレーンがある側のコース端を走行しなければならない。

3　サーキット走行における遵守事項

サーキット走行する際は、各サーキットごとに定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員、オフィシャル等の指示に従わなければならない。

3-1　優先権

3-1-1　サーキット走行においては、基本的にレコードラインを走行する者に優先権がある。

3-1-2　スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。
スロー走行車は基本的にはコースのピットレーンがある側のコース端を走行しなければならない。

3-1-3　ピット走行レーンにおいては、ピットインしてくる車両（先にピット走行レーンを走行している車両）に優先権がある。

3-1-4　ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットレーンを出て最初のコーナー出口に達するまでは、ピット側コース端を走行しなければならず、その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
レコードラインへの合流に際しては、充分な速度まで加速しなければならない。

3-2　走行中の遵守事項

3-2-1　シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。

3-2-1-1　**チェッカーを受けたライダーは、1コーナーまでは通常走行し、徐々にスピードを落としてピットインしなければならない。**

3-2-1-2　**赤旗提示の際は、ライダーは最大限の慎重さと注意をもって走行し、必ずその周にピットインしなければならない。**

3-2-2　ライダーは、走路を故意に外れることはできない。危険回避等のやむを得ない場合を除き、走路外走行は認められない。
縁石（ダブル縁石は除く）はコースの一部である。ダブルカーブおよびコーナーとコーナーの間や外側にある緑色に塗られたアスファルト部分はコースの外側となる。
走路を外れた車両のライダーは、走路に復帰することはできるが、安全に復帰することとその走行が有利に働かないようにしなければならない。

3-2-3　通常予想できない地点での不必要な急減速をしてはならない。

3-2-4　いかなる場合も、**走路および走路に面したランオフエリアを周回方向ではない規定外の方向（逆走を含む）へ走行してはならない。転倒等による危険回避やオフィシャルの指示による場合はその限りではない。**

3-2-5　直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。

3-2-6　他のライダーの走行を妨害**又は危険を及ぼす**ような走行をしてはならない。

3-2-7　必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、また外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。

3-2-8　**ライダーは、目視以外の方法で走行中に周囲の状況を確認する行為を行ってはならない。**

3-3　転倒・コースアウト

3-3-1　コースアウト

3-3-1-1　もしコースアウトしたら、復帰する場合は後方を確認したのちコースに復帰しなければならない。転倒した場合は、マシンの確認（破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等）も留意し、コースを汚損してはならない。

3-3-1-2　トラブルなどで走行を止める場合は、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去しなければならない。

3-3-2　転倒

3-3-2-1　自分が転倒もしくは故障で停止した場合、2次災害の防止つまり後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止しなければならない。

3-3-2-2　転倒したら状況判断により安全な所へできるだけ早く避難すること。特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意しなければならない。

3-3-2-3　安全な場所から、でき得る限り後続車へ知らせること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにして火災やガス漏れを防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。
もし自身に転倒による怪我等の影響がない場合は、事故現場を早く復旧させることを目的とし安全に注意してオフィシャルの車両撤去を助ける。

3-3-2-4　ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用していなければならない。

3-3-2-5　転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行しなければならない。

3-3-3　コースへの復帰

3-3-3-1　安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認すること。

3-3-3-2　オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にピットまで帰還しないこと。

3-3-3-3　走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認すること。

3-3-3-4　フェアリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはならない。

3-3-3-5　後方の安全を充分に確認して余裕を持ってコースに復帰すること。

3-3-4　マシントラブル

3-3-4-1　走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないよう

に注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからピット設置側を走行すること。

3-3-4-2　コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。

3-3-5　ピットイン

3-3-5-1　ピットインする車両のライダーは、ピットレーン入り口手前より後方を確認し、ピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確保しピットレーンを徐行しなければならない。ピットエリア（停車区域）を走行することは禁止される。

3-3-5-2　ピットインする車両は、自己のピットボックスにできるだけ近いピット走行レーンからピットエリアに入り、自己のピットボックスにできるだけ寄って停車しなければならない。

3-3-5-3　ピットレーンのスピード制限は、当該サーキットの規則に従わなければならない。

3-3-5-4　ピット走行レーン、サインエリアでのピットクルーは、走行車両に優先権があることを認識し、自己の責任において安全を確保するものとする。ピットクルーが規則に従わない場合も当該チーム、ライダーが責任を負うものとする。

○本規則における用語は以下を定義とする。

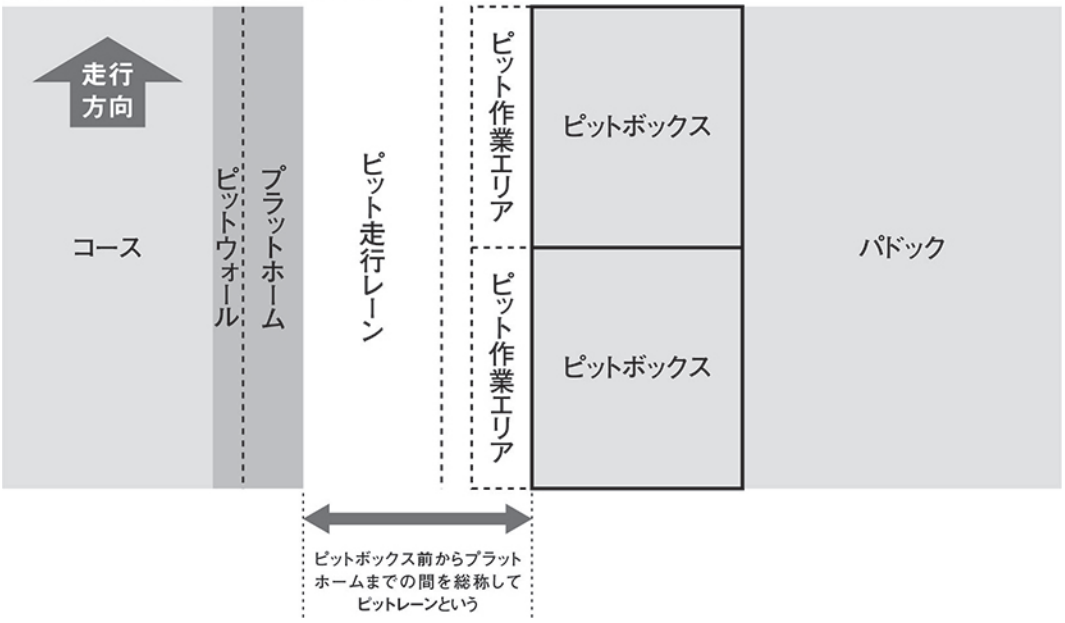

※ピットとは、ピットボックスとピットレーン（作業エリア及び走行レーン）を含んだ総称とする。

※ピットボックス前作業エリアとは、チームおよびライダーに割り当てされたピットボックス前のピット作業エリアを示す。

3-3-5-5　**ピットレーンは、周回方向に逆行して走行（逆走）してはならない。この際オフィシャルにより指示される場合は除く。**

3-3-6　その他

3-3-6-1　常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。

3-3-6-2　アルコール類あるいは薬品（興奮剤等）を使用してはならない。

3-3-6-3　**ピット・パドック内での火気に注意する。特に喫煙は（電子タバコも含む）指定の場所で行うこと。**

4　車両およびライダーの装備

4-1　車両

4-1-1　サーキットを走行する車両は自己の責任において事前の整備が行われており、走行するサーキットに要求される仕様に合致していなければならない。

4-1-2　オイル漏れや部品の脱落等が危惧される状態での走行は禁止され、走行が安全に行われかつ他のライダ

ーやコースへ走行の危険を及ぼすことがないように努めなければならない。

4-2　ライダーの装備

4-2-1　ヘルメットはロードレース用MFJ公認ヘルメットを使用すること。ヘルメットおよび装備品へのウェアラブルカメラ等の突起物の装着は禁止される。

4-2-2　レーシングスーツ、グローブ、ブーツを着用しなければならない。また安全対策として、チェストガード、脊髄パッド、エアバッグ、ヘルメットリムーバーを着用し、レーシングスーツはMFJ公認スーツ、チェストガードおよび脊髄パッドについてはCE規格に合致した製品の使用とエアバッグ式プロテクションを装着することが推奨される。なお、各施設のスポーツ走行時は、施設の定める規則に従うこと。

4-2-3　慣らし走行等を行う、または特にスピードの遅いライダーが走行する場合は、外部からはっきり認識できる色のビブス等を着用し、他のライダーにはっきりとわかるようにしなければならない。ビブス等の形や色については、各サーキットの指示に従うこと。

5　損害に対する責任

5-1　走行中自己の車両およびその付属品および安全装備等が破損した場合、またサーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。

5-2　走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする。